

議案第 39 号

熊本県後期高齢者医療広域連合規約の一部変更について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 291 条の 3 第 1 項の規定により、熊本県後期高齢者医療広域連合規約（平成 19 年熊本県指令市町村第 23 号）の一部を次のとおり変更する。

令和 6 年 9 月 9 日提出

山江村長 内 山 慶 治



（提案理由）

熊本県後期高齢者医療広域連合規約の一部を変更するには、地方自治法第 291 条の 11 の規定に基づき、議会の議決を経る必要があるため、提案するものである。

熊本県後期高齢者医療広域連合規約の一部を変更する規約

熊本県後期高齢者医療広域連合規約（平成19年熊本県指令市町村第23号）の一部を次のように変更する。

別表第2中「被保険者証及び資格証明書」を「資格確認書等」に改める。

附 則

この規約は、令和6年12月2日から施行する。

熊本県後期高齢者医療広域連合規約（平成１９年熊本県指令市町村第２３号）の一部を変更する規約 新旧対照表

現行	改正後（案）
別表第２（第４条関係） １ 被保険者の資格管理に関する申請及び届出の受付 ２ <u>被保険者証及び資格証明書</u>の引渡し ３ <u>被保険者証及び資格証明書</u>の返還の受付 ４ 医療給付に関する申請及び届出の受付並びに証明書の引渡し ５ 保険料に関する申請の受付 ６ 上記事務に付随する事務	別表第２（第４条関係） １ 被保険者の資格管理に関する申請及び届出の受付 ２ <u>資格確認書等</u>の引渡し ３ <u>資格確認書等</u>の返還の受付 ４ 医療給付に関する申請及び届出の受付並びに証明書の引渡し ５ 保険料に関する申請の受付 ６ 上記事務に付随する事務